

# 山梨県国民保護計画

作成	平成	18	年	3	月
変更	平成	20	年	2	月
変更	平成	21	年	2	月
変更	平成	21	年	3	月
変更	平成	21	年	4	月
変更	平成	22	年	4	月

山 梨 県

# 目 次

第1編	総論	1
第1章	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	計画の目的と県、市町村等の責務	1
2	県国民保護計画の構成	2
3	県国民保護計画の見直し、変更手続	3
4	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	4
1	基本的人権の尊重	4
2	国民の権利利益の迅速な救済	4
3	国民に対する情報提供	4
4	関係機関相互の連携協力の確保	4
5	国民の協力	4
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮	4
7	高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	5
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	5
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	6
1	関係機関の事務又は業務の大綱	6
2	関係機関の連絡先	7
第4章	県の地理的、社会的特徴	8
1	地形	8
2	気候	8
3	人口分布	8
4	道路の位置等	9
5	鉄道の位置等	9
6	自衛隊施設等	10
7	その他	10
第5章	県国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態	11
2	緊急対処事態	13
第2編	平素からの備えや予防	15
第1章	組織及び体制の整備等	15
第1	県における組織及び体制の整備	15
1	組織及び体制の整備	15
2	県職員の参集基準等	15

3	国民の権利利益の救済に係る手続等	17
4	市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	18
<b>第2</b>	<b>関係機関との連携体制の整備</b>	<b>19</b>
1	基本的考え方	19
2	国の機関との連携	19
3	他の都道府県との連携	20
4	市町村との連携	21
5	指定公共機関等との連携	22
6	自主防災組織に対する支援	22
7	ボランティア団体等に対する支援	22
<b>第3</b>	<b>通信の確保</b>	<b>23</b>
1	非常通信体制の整備	23
2	非常通信体制の確保にあたっての留意事項	23
3	県警察における通信の確保	24
4	市町村における通信の確保	24
5	電気通信設備の優先使用	24
6	電波法に基づく非常通信の利用	24
<b>第4</b>	<b>情報収集及び提供等の体制整備</b>	<b>26</b>
1	基本的考え方	26
2	警報等の通知に必要な準備	26
3	市町村における警報の伝達に必要な準備	27
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	27
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	29
6	被災情報の収集及び報告に必要な準備	29
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	30
<b>第5</b>	<b>研修及び訓練</b>	<b>31</b>
1	研修	31
2	訓練	31
<b>第2章</b>	<b>避難及び救援に関する平素からの備え</b>	<b>33</b>
1	避難に関する基本的事項	33
2	救援に関する基本的事項	34
3	運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等	35
4	避難施設の指定等	36
5	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	38
6	交通の確保に関する体制等の整備	41
7	医療救護体制の整備	42
8	避難住民の受入体制	43
<b>第3章</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	<b>44</b>
1	生活関連等施設の把握	44

2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	4 5
3	市町村における平素からの備え	4 6
4	県が管理する施設及び設備の整備、点検等	4 6
<b>第4章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>4 7</b>
1	基本的考え方	4 7
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	4 7
3	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	4 8
<b>第5章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>4 9</b>
1	国民保護措置に関する啓発	4 9
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	4 9
3	市町村における国民保護に関する啓発	5 0
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>5 1</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>5 1</b>
1	県緊急事態連絡本部の設置及び初動措置	5 1
2	県対策本部に移行する場合の調整	5 3
3	市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	5 3
<b>第2章</b>	<b>県対策本部の設置等</b>	<b>5 4</b>
1	県対策本部の設置	5 4
2	現地調整所の設置	6 4
3	通信の確保	6 4
4	市町村対策本部の設置	64-1
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	<b>6 5</b>
1	国の対策本部等との連携	6 5
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	6 5
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	6 5
4	他の都道府県に対する応援の要求等	6 6
5	指定公共機関等への措置要請	6 7
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	6 7
7	県の行う応援等	6 8
8	自主防災組織に対する支援	6 8
9	ボランティア団体等に対する支援	6 9
10	住民への協力要請	6 9
11	避難住民に期待される行動	7 0
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	<b>7 4</b>
<b>第1章</b>	<b>警報の通知及び伝達</b>	<b>7 4</b>
1	警報の通知等	7 4
2	市町村長の警報伝達等の基準	7 5
3	緊急通報の発令	7 6

<b>第2 避難の指示等</b>	78
1 避難措置の指示	78
2 避難の指示	79
3 武力攻撃事態等における避難の類型と対応	84
4 県による避難住民の誘導の支援等	87
5 市町村長による避難住民の誘導	90
6 病院等の施設管理者の措置	90
7 避難所等における安全確保等	91
8 避難実施要領	92
<b>第5章 救援</b>	96
1 救援の実施	97
2 関係機関との連携	97
3 救援の内容	99
4 医療の要請等	102
5 救援の際の物資の売渡し要請等	103
6 災害時の要援護者に対する配慮	104
7 健康への配慮	105
<b>第6章 安否情報の収集及び提供</b>	106
1 安否情報の収集	106
2 総務大臣に対する報告	107
3 安否情報の照会に対する回答	108
4 日本赤十字社に対する協力	111
5 市町村長による安否情報の収集及び提供の基準	111
6 県による市町村の安否情報収集に対する支援	111
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	112
<b>第1 生活関連等施設の安全確保等</b>	112
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	112
2 武力攻撃災害の兆候の通報	112
3 生活関連等施設の安全確保	113
4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	115
<b>第2 NBC攻撃による災害への対処等</b>	118
1 応急措置の実施	118
2 国の方針に基づく措置の実施	118
3 関係機関との連携	118
4 汚染原因に応じた対応	118
5 内閣総理大臣の要請を受けた知事 及び同知事の要請を受けた県警察本部長の権限	120
6 措置に必要な土地等への立入り	121

7	協力要請に係る安全の確保	1 2 1
<b>第3章</b>	<b>応急措置等</b>	1 2 2
1	退避の指示	1 2 2
2	警戒区域の設定	1 2 3
3	事前措置等	1 2 4
4	応急公用負担等	1 2 4
5	消防等に関する措置等	1 2 5
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	1 2 9
1	被災情報の収集及び報告	1 2 9
2	市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等	1 2 9
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	1 3 1
1	保健衛生の確保	1 3 1
2	廃棄物の処理	1 3 2
3	文化財の保護	1 3 3
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	1 3 5
1	生活関連物資等の価格安定	1 3 5
2	避難住民等の生活安定等	1 3 6
3	生活基盤等の確保	1 3 7
<b>第11章</b>	<b>交通規制</b>	1 3 9
1	交通状況の把握等	1 3 9
2	交通規制の実施	1 3 9
3	緊急通行車両の確認	1 3 9
4	交通規制等の周知徹底	1 4 0
5	緊急交通路確保のための権限等	1 4 0
6	交通の確保	1 4 0
7	関係機関等との連携	1 4 1
<b>第12章</b>	<b>赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</b>	1 4 2
1	国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	1 4 2
2	赤十字標章等の交付及び管理	1 4 3
3	特殊標章等の交付及び管理	1 4 3
4	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及啓発	1 4 4
5	赤十字標章等の交付対象者の把握	1 4 4
<b>第4編</b>	<b>復旧等</b>	1 4 5
<b>第1章</b>	<b>応急の復旧</b>	1 4 5
1	基本的考え方	1 4 5
2	ライフライン施設の応急の復旧	1 4 5
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	1 4 6
<b>第2章</b>	<b>武力攻撃災害の復旧</b>	1 4 7

1	基本的考え方	147
<b>第3章</b>	<b>国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	<b>148</b>
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	148
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	148
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	149
4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	149
5	国に対する損失補てんの請求	149
6	受援等に関する費用の負担	149
7	起債の特例	150
<b>第5編</b>	<b>緊急対処事態への対処</b>	<b>151</b>
1	緊急対処事態	151
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	151
3	想定事態における関係機関の対処例	151
<b>資料編</b>	<b>(別 冊)</b>	